

大会出場日数規定

制定 平成22年3月24日

施行 平成22年4月 1日

改訂 平成23年4月 1日

1. 日本高等学校ゴルフ連盟主催・後援・派遣競技及び日本ゴルフ協会主催競技・派遣競技以外は、年間出場試合日数が16日間を越えてはならない。
2. 地区・都道府県支部高等学校ゴルフ連盟主催・後援競技、日本ゴルフ協会傘下の各地区連盟主催競技及び国民体育大会への出場日数は、この限りではない。
3. 各学校の定める休業日及び各学校の定める長期休暇中開催される競技への出場日数は、この限りではない。
4. 上記1項～3項に定めた競技以外の試合に出場する者は、事前に各地区・都道府県高等学校ゴルフ連盟事務局へ、出場届けを提出しなければならない。
5. また、競技終了後、2週間以内に「試合結果報告」を各地区・都道府県高等学校ゴルフ連盟事務局へ、提出しなければならない。
6. 上記1項に定めた出場試合数・日数を超えた者、上記4項、5項に定めた報告義務を怠った者は、本連盟の賞罰規定により、罰則を与える。